

『漢語大詞典』には「①比肩、肩挨着肩。」と説明し『管子』「輕重甲」の「管子差肩而問曰、吾不籍吾民、何以奉車革。」の例を引く。

75○魚袋…金銀を持って飾りとした魚形の符契（割符）。『日本国語大辞典』（小学館）には「朝廷伺候の高級官人の地位標示の魚形の符。唐制にならって朝服につけたが、通常の束帯にはつけないで、とくに節会、大嘗祭、御禊などの儀式に際して用いた。鮫皮包みの長方形の小箱で、（中略）右の腰に下げるのを例とした。」との説明を載せる。

『漢語大詞典』には「唐代官吏所佩盛放魚符的袋。宋以後、無魚符仍佩魚袋」の説明がある。

類似語として【魚符】があり『漢語大詞典』では「隋唐時朝廷頒發的符信。雕木或鑄銅為魚形。刻書其上、剖而分執之、以備符合、為憑信。謂之魚符。亦名魚契。隋開皇九年、始頒木魚符于總管、刺史、雌一雄一。唐用銅魚符、所以起軍旅、易官長。又有隨身魚符、以金銀銅為之。分別給親王及五品以上官員、所以明貴賤、應徵召。」とこの語を説明している。

『菅家文章』「212 在州以銀魚袋贈吏部第一郎中」に「屈身探得一銀魚、手自緘封意豈疎」の句が見える。

桑原朝子氏は著『平安朝の漢詩と「法」』（東京大学出版会2005年）の中で「魚袋」は公爵や殿上人が節会等の儀式に際し、束帯に着けた魚型の符契で官人の地位標識としての意味を持っており、ここでは高官の換喩と考えられる」と論述する。（二〇九頁）

○垂釣…釣り針を垂れる。釣りをする。『楚辞』「嚴忌、哀時命」に「下垂釣於谿谷兮、上要求於僊者」の句が見える。